

用地調査等業務積算基準及び標準歩掛の改定概要

- 1 用地測量業務の機械経費及び材料費割合の一部を変更する。
- 2 複数の業務区分の業務を同時に発注する場合の中間打合せ回数の計上について、表記を追加する。
- 3 調査業務のⅠ 共通事項に「作業計画の策定」に係る歩掛を追加する。
- 4 Ⅱ 建物等の調査 8 照応建物の設計案の作成等について、「建物計画案の策定」に係る歩掛を追加する。
- 5 調査業務の標準歩掛において、次の歩掛の一部を変更する。

Ⅱ 建物等の調査	7 残地移転要件の該当性の検討 「残地移転要件の該当性の検討」
	8 照応建物の設計案の作成等 「照応建物の設計案の作成」
Ⅶ 再算定業務	2 現地踏査 「現地踏査」
	4 再調査業務 「営業（再調査・再算定）」
- 6 調査業務における各業務区分の標準的な中間打合せ回数を変更する。

	（ 変更前 ）	（ 変更後 ）
Ⅱ 建物等の調査	1 回	2 回
Ⅳ 営業その他の調査	1 回	2 回
Ⅴ 予備調査	2 回	1 回
Ⅷ 補償説明	3 回	2 回
Ⅸ 事業認定申請図書等の作成	3 回	2 回
- 7 調査業務の標準歩掛に係る人員について、次の歩掛に「技術員」を追加する。

Ⅱ 建物等の調査	7 残地移転要件の該当性の検討 「建物等の残地移転要件の該当性の検討」
	8 照応建物の設計案の作成等 「照応建物の設計案の作成」
- 8 Ⅶ 再算定業務 4 再調査業務について、一部増築が行われた建物の調査を行う場合の補正率を変更する。
 また、営業調査の再調査対象となる会計年度が2カ年以上となる場合には補正率を適用する。
- 9 立竹木の調査に係る「庭木等」、「収穫樹」区分の判断基準を細分化する。
- 10 文書の体裁や用語の一部を変更する。
- 11 調査業務の歩掛の追加に伴い、表番号を一部変更する。
- 12 標準歩掛における別表の設計数量表示単位一覧表を一部変更する。